

令和4年第27回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年6月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

農地部会長	2番 齋藤一男君	3番 梅津幸一君	
	4番 寺本恵二君	5番 安藤良司君	
	6番 高崎利彦君	7番 山岸洋文君	
	8番 武田透君	9番 中川誓子君	
	11番 重清幸良君	振興部会長	12番 小泉豊和君
	13番 石田力司君	職務代理	14番 日並洋君
振興副部会長	15番 中村寿恵子君		16番 佃徹君
	17番 田村秀司君		18番 木村勝彦君
	19番 鎌仲照幸君	会長	20番 千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和4年第27回 美幌町農業委員会総会
令和4年6月27日 午後1時30分開会

- | | | |
|---------|---------|---|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第52号 | 第12回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第53号 | 第8回 農地部会会議結果報告について |
| 日 程 第 7 | 報告第54号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 8 | 報告第55号 | 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について |
| 日 程 第 9 | 議案第113号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第10 | 議案第114号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第11 | 議案第115号 | 現況証明願について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第27回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号18番 木村委員、同じく議席番号19番 鎌仲委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告4件、議案3件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号10番 小林委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から5月29日から6月1日の東京で行われた全国農業委員会会長大会について報告致します。その内容ですが5月31日午後から渋谷公会堂にて行われた全国農業委員会会長大会に参加致しました。提案された第1号議案から第4号議案について全て原案どおり承認されました。また、30日にオホーツク農業委員会連合会独自要請行動として2023年度 国の農業政策と予算に関する要望書を地元選出の武部代議士に手渡しました。なお、これら会議等の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第52号「第12回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第12回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。

事務局	<p>令和4年5月25日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件 令和4年度 農作物生育状況調査について。2、開催日時 令和4年5月25日、水曜日、午後1時55分から午後2時。3、開催場所 議会第1、第2委員会室。4、出席者 わたくし他8名、事務局、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p> <p>会議結果についてご報告致します。令和4年度農作物生育状況調査につきましては協議の結果、上期の日程を7月11日月曜日、下期の日程を8月26日金曜日としました。また、上期の調査対象圃場については各ブロック長に選定を要請することといたしました。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第52号「第12回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第53号「第8回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。</p>
農地部会長	<p>第8回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。</p> <p>令和4年5月25日。美幌町農業委員会 農地部会長 寺本恵二。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。1、案件 (1) 農地評定研修について (2) 農地パトロール (一斉調査及び個別調査) について。2、開催日時 令和4年5月25日、水曜日、午後2時から午後2時9分。3、開催場所 議会第1、第2説明員控室。4、出席者 わたくし他6名、事務局、橋本局長、加賀屋主事補、石澤事務補。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>会議結果についてご報告致します。(1) 農地評定研修の実施につきましては令和4年6月10日金曜日、8時45分から15時までの予定で、先日、実施いたしました。実施方法は2ブロック及び3ブロックから評定する研修圃場を選考していただきまして、全委員により評定方法の研修を行うことといたしました。(2) 農地パトロールの実施につきましても農地評定研修の実施日に合わせて実施することといたしました。内容は遊休農地、低利用農地の発見や無断転用の確認、農地法許可後における利用状況の確認などです。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第53号「第8回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、報告第54号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案8ページと9ページの3法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全</p>

	てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第54号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第8、報告第55号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。
事 務 局	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案10ページをご覧ください。 申請人の1人目は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については6月10日に木村委員、安藤委員、石田委員で確認しております。続いて申請人の2人目は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については同じく6月10日に木村委員、安藤委員、石田委員で確認を行っております。2件ともに議案11ページ及び12ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として6月13日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第55号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第9、議案第113号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号200号。
事 務 局	内容番号200号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和4年6月28日、代金の支払期限は令和4年8月24日、利用調整日は令和4年6月17日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
12 番	内容番号200号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品と豆類を作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号200号は適当と認めます。
 内容番号201号。

事 務 局 内容番号201号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和4年6月28日、代金の支払期限は令和4年8月24日、利用調整日は令和4年6月17日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番 内容番号201号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
 この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号201号は適当と認めます。
 内容番号202号。

事 務 局 内容番号202号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページと17ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和4年6月28日、代金の支払期限は令和4年8月24日、利用調整日は令和4年6月17日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号202号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは小麦、甜菜、豆類、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号202号は適当と認めます。
 内容番号203号。

事 務 局 内容番号203号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年6月28日から令和9年6月30日までの5年間、利用調整日は令和4年5月25日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

<p>7 番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>内容番号203号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまで貸付していなかった〇〇㎡を増やし、賃貸料も〇〇円増額して更新するものです。〇〇さんは豆類と甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号203号は適当と認めます。 議案第113号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>日程第10、議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号72号。</p> <p>内容番号72号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願ひします。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧願ひします。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料8ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
<p>12 番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>16 番</p>	<p>内容番号72号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この案件は近隣で作付けしている〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で酪農のほか、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月24日、重清委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号72号は適当と認めます。 内容番号73号。</p> <p>内容番号73号についてご説明致します。参考資料は9ページと10ページをご覧願ひします。本件は貸付人の変更に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧願ひします。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料11ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p> <p>内容番号73号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが孫の〇〇さんに使用貸借していた農地について〇〇さんが亡くなり、〇〇さんが相続したため、今回、改めて使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付</p>

けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月7日、齋藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

事 務 局 ご異議なしと認め、内容番号73号は適当と認めます。
 内容番号74号。

議 長 内容番号74号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料13ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号74号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は地続きで耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作四品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月20日、日並洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号74号は適当と認めます。
 内容番号75号から76号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号75号と76号について一括ご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件は交換に伴う新規の使用貸借案件でございます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から1年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

 内容番号75号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号76号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料15ページと16ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号75号と76号につきましては只今事務局説明のとおりです。
 この案件は2つの農地を交換するため、使用貸借するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、甜菜、豆類、人参を。〇〇さんは家族3人で酪農を営み、およそ100頭を搾乳し、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月1日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	内容番号75号から76号は適当と認めます。 議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第11、議案第115号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号35号。
事 務 局	内容番号35号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
1 2 番	内容番号35号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この土地は現在、雑種地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを6月10日、重清委員、齋藤委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。 内容番号36号。
事 務 局	内容番号36号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は現況地目変更のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
6 番	内容番号36号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は現在、樹木が生えており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを6月9日、中村委員、梅津委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。 議案第115号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして、第27回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議 長	ご苦労様でした。 閉会 午後2時00分